

会津若松市長
室井照平様

会津若松市監査委員 松川和夫
会津若松市監査委員 近藤信行

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

- 1 監査の対象 市が財政的援助を与えている団体に対する監査
 - (1) 市の事務所管部局
 - ア 健康福祉部高齢福祉課
 - (2) 対象補助金交付団体
 - ア 公益社団法人 会津若松市シルバー人材センター
(以下 「市シルバー人材センター」と表記する。)
 - (3) 補助金名称及び補助金額
 - ア 会津若松市シルバー人材センター補助金
(会津若松市高年齢者労働能力活用事業補助金)
 - イ 補助金額
平成 23 年度 10,532,000 円
平成 24 年度 10,532,000 円
- 2 監査の期間 平成 24 年 12 月 14 日～平成 25 年 3 月 29 日
- 3 監査実施日 対面監査日 平成 25 年 2 月 22 日（金）及び 2 月 25 日（月）
- 4 監査の範囲 平成 23 年度及び平成 24 年度 4 月分～10 月分の事務及び業務執行分
- 5 監査対象事項
 - (1) 健康福祉部高齢福祉課
 - ア 補助金の額の算定、交付方法、時期及び手続き等
 - イ 補助金の効果及び履行の確認等
 - ウ 補助金交付団体に対する指導監督等
 - (2) 市シルバー人材センター
 - ア 補助金の交付申請等
 - イ 補助事業の執行等
 - ウ 補助金に係る会計処理状況等

エ 補助金の実績報告等

- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、所属長及び職員から説明を聴取した。
- 7 監査の結果 地方自治法第199条第7項に基づき、財政援助団体を対象として、所管部局において補助金交付が規則や要綱などに基づき、適正に行われているか、補助金交付団体が交付条件等に基づいた事業を適正に行っているか等の観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、次のとおり指導事項が認められたので、必要な措置が講じられるよう指導した。
なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭により措置を促した。

(1) 指導事項【高齢福祉課】

ア 補助金の交付要綱の見直し

・補助金交付対象事業等の明確化

この補助金については「会津若松市高齢者労働能力活用事業補助金の交付に関する要綱」に基づき、市シルバー人材センターに交付されている。

その補助金交付の対象となる事業等については、同要綱第2条において「市シルバー人材センターが一般の雇用になじまない高齢者を対象にその知識、能力、体力等に応じ補助的、短期的な仕事を提供する事業を行う場合に、当該事業に要する経費について交付する」と記載されているが、ここでふれている事業とは市シルバー人材センター活動の理念や目的に類するものであり、具体的に規定されるべき補助対象事業や経費については記載がなく、本来の補助金交付要綱の役割からみて不十分である。

市シルバー人材センターの受入れを見ると、補助金は「就業機会確保事業」及び「企画提案方式事業」に充当されており、事業執行については特に問題はなかった。

市として、公益上の必要性及び補助金の用途を明確にするためにも、同要綱について所要の改正を図られたい。